

告 示

埼玉県告示第千五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千四十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十六番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

